

2 弁護士法人の現状

2002年4月1日から弁護士法人制度が施行された。この制度は、これまで弁護士個人が運営主体であった法律事務所を法人組織として、法律事務処理の継続性を確保し、事務所運営の合理化・共同化などを期するものである。

なお、弁護士法人は、主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員となるが、従たる法律事務所を設けたときは、その事務所の所在する地域の弁護士会の会員ともなる。

(1) 弁護士法人の数

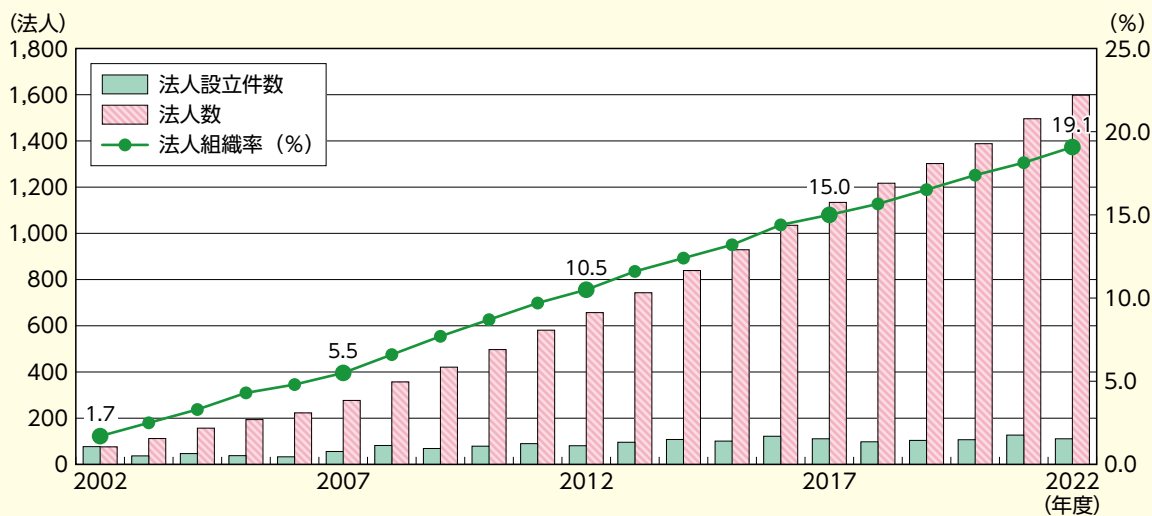
2022年4月から2023年3月までに設立された弁護士法人は111法人である。2023年3月31日現在の全国の弁護士法人数は1,598法人（清算中等の法人を含む）である。

設立された年度別及び所属弁護士会別の法人会員数は、以下のとおりである。

資料1-3-7 年度別弁護士法人設立件数、弁護士法人所属の社員数、使用人数の推移

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
法人設立件数	77	37	47	38	33	56	82	69	79	90	81	96	108	101	122	111	98	104	107	127	111
法人数	76	112	157	194	223	277	357	421	497	581	657	743	839	929	1,035	1,134	1,217	1,302	1,388	1,496	1,598
社員数(人)	200	274	365	448	497	613	790	956	1,165	1,366	1,548	1,778	1,999	2,186	2,440	2,687	2,894	3,079	3,275	3,485	3,713
使用人数(人)	128	226	331	508	613	759	997	1,253	1,495	1,760	1,988	2,289	2,527	2,793	3,172	3,311	3,544	3,883	4,237	4,295	4,855
法人組織率(%)	1.7	2.5	3.3	4.3	4.8	5.5	6.6	7.7	8.7	9.7	10.5	11.6	12.4	13.2	14.4	15.0	15.7	16.5	17.4	18.1	19.1

【注】法人組織率とは、社員数と使用人数の合計数を各年度の3月31日現在の弁護士数（2023年は44,916人）で除したものである。



資料1-3-8 所属弁護士会別法人会員数（2023年3月31日現在）

所属弁護士会別法人会員数（2023年3月31日現在）								(単位：法人)	
札幌	68	神奈川県	84	福井	9	島根県	4		
函館	3	埼玉	62	金沢	16	香川県	12		
旭川	10	千葉県	42	富山県	9	徳島	8		
釧路	12	茨城県	22	大阪	245	高知	1		
仙台	32	栃木県	20	京都	54	愛媛	19		
福島県	20	群馬	24	兵庫県	65	福岡県	117		
山形県	6	静岡県	38	奈良	8	佐賀県	9		
岩手	6	山梨県	4	滋賀	10	長崎県	16		
秋田	3	長野県	16	和歌山	7	大分県	25		
青森県	10	新潟県	17	広島	32	熊本県	17		
東京	289	愛知県	144	山口県	21	鹿児島県	34		
第一東京	194	三重	10	岡山	26	宮崎県	28		
第二東京	180	岐阜県	22	鳥取県	7	沖縄	26		
						合計	2,163		

【注】1. 「所属弁護士会別法人会員数」は、複数弁護士会に所属する法人があるので、合計数は2023年3月31日現在の法人数より多くなっている。

2. 2023年3月31日までの届出に基づくものである。

(2) 従たる法律事務所の設置

2023年3月31日時点で従たる法律事務所を設置している弁護士法人は482法人で、従たる法律事務所は1,040か所設置されている。このうち、同じ所属弁護士会内で主たる法律事務所がある地域とは異なる地域に設置された従たる法律事務所は665か所ある。

なお、原則として従たる法律事務所にも社員弁護士の常駐が必要であるが、弁護士過疎対策の趣旨で、当該地域の弁護士会の許可があれば、従たる法律事務所に社員弁護士が常駐しなくてもよいことになっている。また、使用人弁護士が常駐していても「非常駐」扱いとなる。40か所に非常駐許可が出されている。

以下は、従たる法律事務所数別の弁護士法人数をまとめたものである。

資料1-3-9 従たる法律事務所数別の弁護士法人数

(単位：法人)

年度	2021	2022	2023
1事務所	306	316	321
2事務所	84	89	92
3～5事務所	42	45	44
6～10事務所	12	14	15
11～20事務所	6	4	6
21～30事務所	0	0	1
31～50事務所	3	2	1
51事務所以上	1	2	2
合計	454	472	482

【注】各年3月31日までの届出に基づくものである。

(3) 弁護士法人の規模

弁護士法人に所属する弁護士（代表社員・社員・使用人弁護士）の人数で区分すると、次の表のようになる。

資料1-3-10 規模別の弁護士法人数—所属弁護士数（使用人弁護士を含む）による区分—

(単位 (法人数以外) : 人)

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
法人数(法人)	386	305	231	172	123	68	53	38	32	23	22	12	9	8	5	6	7	4	3	2	2	4	2	2	4	1
所属弁護士数	386	610	693	688	615	408	371	304	288	230	242	144	117	112	75	96	119	72	57	40	42	88	46	48	100	26
内女性数	33	105	105	114	109	67	63	66	47	49	59	21	21	28	14	17	27	17	16	9	8	8	4	11	19	2
内外弁数					2		1	1		1	1															3

人数	27	29	30	32	33	34	35	38	40	42	43	44	45	46	48	60	63	65	72	93	94	95	166	187	232	303	合計
法人数(法人)	4	7	1	4	1	2	1	2	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,567
所属弁護士数	108	203	30	128	33	68	35	76	80	42	43	44	45	138	48	60	63	65	72	93	94	95	166	187	232	303	8,568
内女性数	17	37	2	28	4	21	9	14	9	7	8	9	7	16	7	13	8	16	15	13	13	21	41	46	33	59	1,512
内外弁数	2			1				2							4		1				1		6	7			33

資料1-3-11 規模別の弁護士法人数—代表社員・社員の合計人数による区分—

(単位 : 法人)

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	21	22	23	27	29	37	45	65	72	合計
法人数	752	418	180	101	34	22	10	10	9	3	1	4	4	1	2	3	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1,567

- 【注】 1. 2023年3月31日までの届出に基づくものである。
 2. 所属弁護士数は、弁護士法人ごとに集計したもので、主たる法律事務所と従たる法律事務所の総数である。
 3. 法人数において、清算中等の法人は含んでいない。
 4. 外弁数とは、外国法事務弁護士の人数。詳しくは、p. 59 参照。

3 隣接士業における法人の現状

参考までに、隣接士業における法人の現状は、以下のようになっている。

資料1-3-12 隣接士業における法人の状況

	総人数(人)	法人名	法人制度発足日	法人数(法人)	社員数合計(人)	使用人数合計(人)	法人組織率
弁護士	44,916	弁護士法人	2002年4月1日	1,598	3,713	4,855	19.1%
弁理士	11,695	弁理士法人	2001年1月6日	393	1,161	2,358	30.1%
税理士	80,692	税理士法人	2002年4月1日	4,844	12,799	—	—
司法書士	23,059	司法書士法人	2003年4月1日	1,106	2,245	1,968	18.3%
行政書士	51,041	行政書士法人	2004年8月1日	988	2,042	454	4.9%
公認会計士	34,436	監査法人	1966年7月3日	279	—	—	—
社会保険労務士	44,870	社会保険労務士法人	2003年4月1日	2,268	3,677	—	—
土地家屋調査士	15,889	土地家屋調査士法人	2003年4月1日	441	726	96	5.2%

- 【注】 1. 法人組織率とは、社員数と使用人数の合計数を総人数で除したものである。
 2. 弁護士法人は、2023年3月31日までの届出に基づくもので、清算中等の法人を含む。
 3. 司法書士及び土地家屋調査士（総人数・法人数のみ）は2023年4月1日現在。それ以外は、全て2023年3月31日現在。各会調べによるもの。
 4. 弁理士法人は、2022年4月1日から2023年3月1日までの間に、特許業務法人から名称変更がなされたものである。